HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 28(1), 241-243
Issue Date	1977-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16236
Type	other
File Information	28(1)_p241-243.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五一年一二月一〇日（金）午後一時半～四時半

「配転・出向と労働法理論」

報告者　下井隆史氏

出席者　一八名

この報告は、今日おびただしい数にのぼっている配転・出向に関する判例を素材として、わが国の労働法理論が配転・出向をめぐる労使紛争の法的処理において果している役割について、若干の検討を試みたものである。

まず配転に関しては、判例に大きな影響を与えているのは「包括的合意説」および「労働契約説」とよばれている理論である。最近の判例についてみると、前者は配転命令の労働者に対する法的拘束力を肯定する判断を理由づけるために、後者は逆に、当該の配転命令には労働者は服従する義務を負わないという判断を理由づけるために、主として用いられているようである。そして、最近の判例においてもっとも数多くみられるのは、当該の労働契約の解釈の結果として使用者には包括的な労働力処分権ないし一般的な配転命令権限が属している、という理論構成である。結局のところ、少なくとも現段階においては、配転命令の法的性質に関する諸理論の間には、配転命令の効力の有無に対する判断枠組みとして実質的差異は無いに等しいといわざるをえない。

つぎに出向をめぐっては、労務給付債務の一身専属性を強調して労働者の同意なき出向命令の効力を否定した「日立電子事件」東京地判昭四一・三・三一の見解が、ほとんどすべての学説によって追認され、また、その後の判例によって基本的には継承されている。ただし、最近の判例のなかに、系列・関連会社への出向が実質的には配転にすぎないとして命令の拘束力を肯定したものがあることは、注目に値する。

以上のような配転・出向をめぐる法理論の状況は、われわれに多くの難問をつきつける。たとえば、配転命令はすべての場合に労働契約の変更とみるべきなのか、それとも一定の範囲内では指揮命令権の行使にすぎないのか。あるいは、実際には多くのケースにおいて当該の配転・出向命令が権利濫用もしくは信義則違反かどうかの判断が重要となり、その場合には、配転を命ずべき企業運営上の必要性・合理性と配転によってもたらされる労働者の不利益の比較考量がなされるほかないが、果して今日の裁判所は配転・出向命令の必要性・合理性を判断する能力を有しているのかどうか。さらには、わが国の労働組合が一般に、配転・出向など、労働過程において生ずる諸問題に介入する能力をほとんど具えていないところにも問題がある。かくて、労働法理論としては今後、現代社会における労使紛争解決システムや労働組合の経営参加のあり方といった問題をも視野におさめつつ、配転・出向を

めぐる法的紛争処理のために、より有効・適切な理論の開発に努める必要があるといわねばならないのである。

○昭和五二年一月二八日（金）午後一時半～五時
「北海道賃貸式宅地開発事業における借地契約のあり方について」

報告者　薮　重夫　氏
出席者　一二名

北海道においても、最近、都市における宅地価格の高騰がみられる反面、土地税制の改正や国土利用計画法による地価の規制などのため土地を処分する都市近郊農家が少なくなってきているが、このような状況のなかで、賃貸借により宅地を供給することによって宅地の取得費用をはぶきマイホーム建設を容易にすることができないか、特に市街化区域内の一団の農地を土地区画整理の手法で宅地に開発し、それを賃貸借によって供給させる方法が可能かどうかを検討することを目的として、昭和五一年六月北海道に調査研究会が設置された。そのための調査研究として、農家である地主側や借家住いをしている需要者側の意識調査、農地を賃貸式宅地に提供した場合における収入と農業収入との比較検討、管理機関をどうすべきか、借地契約の内容をいかに定めるかの検討、区画整理事業を推進する上で生ずる技術的な問題やコミュニティ形成上の諸問題の検討などが行われたが、右調査研究会のメンバーである報告者から、法律的側面の問題に重点をしぼって、借地契約のあり方につき問題点の紹介がなされた。すなわち、賃貸式宅地開発事業の目的に照らして借地契約のあり方を考えるならば、それは、第一に、借地人の法律的地位を長期間にわたって安定的なものにすると同時に、他方において、地主の側には借地権設定の対価としての一時的収益と将来にわたる合理的な地代収入を確保できるようにすること、第二に、長期的、継続的な契約関係において当事者間に無用な紛争が生じないよう配慮するとともに、紛争が生じた場合にはこれを迅速かつ合理的に解決する手法をあらかじめ用意しておくことが肝要であり、管理者としては、この事業が市街化区域内における農地の宅地化を目的とし地主は農協の組合員であることからすると農協が最適であるという考え方のもとに、調査研究会が作成中の契約書ひな型の原案を資料として具体的な問題が指摘された。それによると、契約は農協が土地を地主から賃借し、それを借地人に転貸するという方式で締結され、借地権の存続期間は、住宅の種類、構造にかかわりなくこれを三〇年間とし、借地権の譲渡転貸については、借地人がその所有する住宅を第三者に譲渡する場合において借地権の譲渡のみに限ってこれを認め、さらに地主が土地を売却する必要が生じた場合には借地人に優先買取権を認める、地代については、スライド制をとり入れて、土地公示価格の変動の割合に応じて一定期間ごとに改定するものとし、紛争が生じた場合は、仲裁によって早急に解決を図るものとすることになっている。このような契約内容をめぐり活発な質疑や討論が行われたが、借地権の強化

と地主側の収入確保を図るものとしてその内容はおおむね妥当であるとはいえ、農協が管理にあたる場合に生ずる諸問題が十分に考慮されているかどうか、賃貸借と転貸借の結合という契約方式はさらに検討の余地がないか、借地人の優先買取権に関する条項の実効性など、種々の点について意見が交換された。